

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
関西大学法科大学院	2018年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか（「告示第53号」第5条）。	2018年度は、法律基本科目群 72 単位（公法系 15 単位・民事系 42 単位・刑事系 15 単位）であった。	2019年度は、法律基本科目に「憲法訴訟」（1 単位）を新設し、法律基本科目群における開設科目は 73 単位（公法系 16 単位・民事系 42 単位・刑事系 15 単位）となっている。
	2-42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか。	司法試験の合格率は、経年的に全国平均の 2 分の 1 を上回っていたものの、2018 年の合格状況は厳しい結果となっていた。	2019 年度の司法試験合格者数（合格率）は 12 名（17.4%）となっている。
教員・教員組織	3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 1 項、第 5 項）。	2018 年 5 月 1 日時点における専任教員数は 23 名（研究者教員 13 名、実務家教員 8 名、みなし専任教員 2 名）であった。	2019 年 5 月 1 日時点における専任教員数は 23 名（研究者教員 13 名、実務家教員 8 名、みなし専任教員 2 名）である。
	3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されている	認証評価の時点においては、法律基本科目の 80.0%、基礎法学・隣接科目の 50.0%、展開・先端科目の 54.3%を専任	2019 年度においては、法律基本科目の 89.6%、基礎法学・隣接科目の 55.6%、展開・先端科目の 57.4%を専任教員が担

	か。	教員が担当していた。	当している。
学生の受け入れ	4-13 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか（「大学院」第10条）。	入学定員に対する入学者数比率は、適正に管理されていたが、収容定員に対する在籍学生数比率については、経年的に過度（50%以上）の不足が生じており、5年間の評価対象期間のうち3年以上不足していた。	2019年度においては、収容定員に対する在籍学生数比率が53.3%となっている。